

ヤマハマリンスポーツクラブ会員規約

第1章 総則

- 第1条 名称 本クラブは、「ヤマハマリンスポーツクラブ」（以下「クラブ」とします。）と称します。
- 第2条 目的 クラブは、会員が表記の申込先の会社（以下「会社」とします。）より、その保有するレンタル艇（以下「レンタル艇」とします。）を有料で借受けて使用し、会員相互の親睦およびマリンレジャーの普及、発展に貢献することを目的としています。
- 第3条 運営 クラブは、会社が管理運営します。

第2章 会員の資格

- 第4条 会員资格条件 会員は、次の条件を満たす方とします。
- （1）クラブの主旨に賛同する方で、会員としてふさわしい品位と社会的信用があり、マリンスポーツを愛する方。
 - （2）年令満20歳以上で4級小型船舶操縦士（平成16年11月以降の新免許制度施行後は、2級小型船舶操縦士）以上の免許保有者。
 - （3）会社が定めた安全講習会を受講し、修了した方。
- 第5条 会員の種類および資格有効期間 会員は、個人会員のみとし、会員の種類は、正会員、名誉会員、準会員およびエリア限定会員の4種類とします。
- なお、名誉会員は、正会員資格を10年間連続して保有した方のみを対象とします。
2. 会員の有効期間は、以下の通りとします。
- （1）正会員 入会日から5年または10年満了日の属する年度末日まで
 - （2）名誉会員および準会員 入会日から1年満了日の属する年度末日まで
 - （3）エリア限定会員 入会日から3年満了日の属する年度末日まで
- 第6条 入会手続き クラブに入会を希望する人は、会社に対し別に定める入会申込・契約書を提出し、会社の審査を経て、その承認を得たうえ、所定の期間内に会社の定める入会金および年会費を納入していただきます。ただし、名誉会員および準会員については、入会金の納入の必要はありません。
2. 会員資格は、入会金および年会費を全額納入した日に取得し、その日をもって入会とします。
 3. 会員は、新規にクラブに入会するときには、会社の定めた安全講習会を受講していただきます。なお会員については、別途定める受講料をお支払いいただけます。
- 第7条 除名等 会社は、会員が次の各号の一にでも該当した場合、会員資格の一時停止または除名することができます。
- （1）年会費、利用料金等の支払を滞納し、催告にも応じない場合。
 - （2）クラブの運営を故意に妨害した場合。
 - （3）本規約、その他会社に定める規則に違反した場合。
 - （4）クラブの名誉、信用を傷つけ、また秩序を乱した場合。
 - （5）第4条に定める会員としての資格条件を欠いていることが判明した場合。
 - （6）入会申込・契約書等記載項目に虚偽がある場合。
- 第8条 会員資格の喪失 会員は、次の一に該当した場合は、その資格を喪失するものとします。
- （1）第5条第2項の資格有効期間を経過した場合。
 - （2）死亡。
 - （3）退会。
 - （4）除名。
 - （5）破産。
2. 前項第1号の場合において、会員は会員資格継続の希望を会社に通知し、かつ会社が承認したときは、その資格を継続することができます。
 3. 前項により会員資格を継続する人は、資格継続開始時点において、会社の定める入会金および年会費の全額をお支払いいただけます。ただし、名誉会員および、準会員については、入会金の納入の必要はありません。
- 第9条 会員資格の譲渡 会員資格は、譲渡することができません。

第3章 会員の権利、義務

- 第10条 会員証 会社は、会員に対し、会員証を交付します。
2. 会員以外の方は、会員証を使用できません。
 3. 会員は、会員資格および会員証について、譲渡、質入等の処分をすることはできません。
 4. 会員は、会員証を紛失したときは、直ちに所定の手続きを行い、会社に再発行を申請するものとします。なお、再発行の費用は、会員の負担とします。
- 第11条 年会費等の支払 会員は、会社に対し、定められた年会費およびレンタル艇の利用料金等をお支払いいただけます。
2. 年会費の算定の期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、年会費はその期間の初日の前日までに、全額を納入していただきます。ただし、その期間の途中に入会されたときは、年会費は、月割計算とし、その入会申込時に、入会金とともに、月割計算された額の全額を納入していただきます。
 3. 前項の算定の期間内において、会員がレンタル艇を全く使用しない場合においても、年会費の全額を納入していただきます。
 4. 納入された年会費は、第16条に定める場合を除いては、理由のいかんを問わず、返還いたしません。
 5. 納入された入会金は、理由のいかんを問わず、返還いたしません。
- 第12条 利用の優先順位等 レンタル艇の利用については正会員、名誉会員およびエリア限定会員を優先します。
2. 正会員および名誉会員については、利用予定日の1ヶ月前の1日より予約を受け付け、利用予定日の前日に締切のものとなります。ただし、やむを得ない事情により、日時、艇種の変更をお願いする場合があります。
 3. 利用予定日の7日前以降のキャンセルについては、別途定めるキャンセル料を申し受けます。
 4. 準会員については、予約はお受けいたしません。
- 第13条 レンタル艇の利権 会社は、会社または提携する会社（以下「別会社」とします。）の営業時間中に本規約および別に定める「レンタル艇利用約款」等に従い、レンタル艇を利用することができます。ただし、準会員およびエリア限定会員については、別会社の保有するレンタル艇は利用できません。
2. 会員はレンタル艇の利用に際しては、必ず会員証を携帯し、係員に提示しなければなりません。
 3. 会員はレンタル艇の利用に際しては、係員の指示に従うものとします。

第4章 その他

- 第14条 レンタル艇の廃止および利権 会社は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会・経済情報の急変、その他会員の著しい減少等やむを得ない事由によりクラブの運営に支障を来したときは、レンタル艇の一部または全部を廃止するか、またはその利用を制限することがあります。この場合、第16条に定める年会費の返還請求を除き、会員は会社に対し、補償その他何らかの請求、異議申立をすることができません。
- 第15条 レンタル艇の廃止予告 会社は、レンタル艇の一部または全部を廃止するときは、災害、事故、故障等やむを得ない場合を除き、廃止の2ヶ月前までに会員に対し予告いたします。
- 第16条 クラブの廃止予告 会社は、レンタル艇の全部が廃止されたときは、クラブを廃止し、会員は退会したものとし、その際の年会費の取扱いは、次のとおりとします。
- （1）納入済の年会費は、月割計算により清算し、無利息で返還します。
 - （2）前号以外は、名目のいかんを問わず、会社は会員に対して補償しません。
2. 会社は、前号の場合、利用料金等については、未納入金があるときは、年会費からこれを控除してその残額を支払うことができます。
- 第17条 休日 会社は、レンタル艇の利用が不可能と認めるとき、または点検、補修、改造等の管理、運営上やむを得ないときは、必要最小限度の臨時休日を設け、または利用制限を行うことができます。
- 第18条 規約等の改定 会社は、必要に応じ、本規約および別に定める「レンタル艇利用約款」等の改定、変更することができ、その効力は、すべての会員に適用されるものとします。



ヤマハリンスポーツクラブ入会申込・契約書

御中

申込 年 月 日

郵便番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		<input type="checkbox"/> 正会員5年契約		<input type="checkbox"/> 正会員10年契約		<input type="checkbox"/> エリア限定会員3年契約 (☑をお付け下さい。)		
フリガナ					フリガナ	性別	印	
住所					氏名	男 女	(印)	
生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日生 () 歳	電話 () -	携帯電話 () -		
					Eメールアドレス			
職業	1.会社経営・役員 2.自営業(業種) 3.会社員 4.公務員 5.学生 6.その他()							
フリガナ					電話 () -			
勤務先又は学校名								
フリガナ								
勤務先住所	〒							
免許種類	1.1級 2.4級 3.新1級 4.新2級 5. ()		免許取得年月	昭和 平成	年	月	乗船経験 回	乗船水域 (具体的に)
ヤマハリンスポーツクラブを知った経緯	1.雑誌広告() 2.新聞広告 3.展示会 4.試乗会 5.紹介() 6.その他()							
ヤマハ発動機(株)他、その他の関連する会社よりの情報(イベント・商品等)の案内を(希望する・希望しない)								

※本申込・契約書利用目的：申込時の審査・契約書として以外には利用いたしません。

※本申込・契約書保存期間：会員の身分を有する間保存いたします。

※本申込・契約書登録・削除：登録・訂正・削除を希望する場合は入会したクラブ(沼津・浜名湖・琵琶湖のいずれか)へ速やかにご連絡ください。

安全講習会終了後記入いたしますので空欄のままにしておいてください。

私はヤマハリンスポーツクラブの会員規約を承諾の上、入会契約いたします。

クラブ名	YMSC浜名湖・YMSC沼津	会員番号						
	YMSC琵琶湖		-					

契約年月日 _____

ご署名 _____ (印)

注) ご記入頂きました個人情報に関しましては弊社以外には一切利用いたしません。契約後、弊社から直接ご案内を郵送する場合がございます。